

○制限区域内工事実施細則

1 目的

この細則は、制限区域内安全管理要領第43条、第46条、第48条及び制限区域内工事実施要領第9条の規定を補足するため、飛行場の運用時間内に実施される制限区域内工事等の調整事項及び連絡方法を定め、航空機の運航の安全確保と工事の安全確保を図ることを目的とする。

2 事前調整

(1) 職員（以下「作業責任者」という。）は、工事作業者に対して、制限区域内における制限速度等の遵守事項を十分理解させ、次の事項について調整し、作業日報（制限区域安全管理要領、別記様式第15号）を提出させるものとする。

- ①作業日時
- ②作業場所
- ③作業内容
- ④対空通信室と連絡可能な無線電話通信機（以下「無線機」という。）の呼出符号
- ⑤その他必要な事項（人数、車両台数等）

(2) 作業責任者は、管理運營業務委託先の飛行場面運用者と作業日報を基に作業当日の運航状況を考慮し、作業予定等を事前に調整しておくものとする。

3 連絡方法

(1) 作業責任者は、公用車にて場周道路の滑走路エンドを横断する場合は、所定の停止位置で停止し、航空機の離着陸がないことを確認したのち対空通信室へ横断する旨、無線機により連絡（以下「連絡」という。）するものとする。

(2) 作業責任者は、次の事項に該当するときは、対空通信室へ連絡し支障の有無を確認するものとする。

- ① 公用車より車高の高い車両を先導し、制限区域内の場周道路を走行する場合又は滑走路エンドを横断する場合
- ②着陸帯又はエプロン区域へ立入る場合

(3) 作業責任者は、作業開始及び終了を対空通信室へ連絡するものとする。

(4) 対空通信室は、次の事項に該当するときは、作業責任者へ連絡するものとする。

- ① 航空機の離着陸のため、作業を中断させ一時待避する必要がある場合
- ② 中断していた作業の再開が可能となった場合
- ③ 航空機の離着陸予定時刻が変更になった場合
- ④ 一時待避の時間が長くなることの情報が得られた場合

4 一時待避場所

作業責任者は、対空通信室から一時待避の連絡があった場合は、直ちに作業を中断し、作業員及び車両を場周道路（滑走路エンドを除く。）まで待避させるものとする。

なお、消防車より車高の高い車両にあつては、制限表面に抵触しない場所まで退避させるものとする。

5 作業終了時等の点検

作業責任者は、一時退避又は作業終了時に航空機の運航に支障を及ぼす恐れのある物件等が放置されていないことを確認するものとする。

6 緊急時の連絡体制

作業責任者は、作業中に航空機、航空保安施設、飛行場の重要な施設及び車両を損傷するなどの事故又はけが等の人身事故があった場合は、直ちに対空通信室にその旨連絡し、管理事務所へ報告を依頼するものとする。

7 その他

- (1) 作業責任者は、天候の不良等により長時間、航空機の離着陸がないと判断される場合は、対空通信室と調整し、作業開始及び終了の連絡を除き、滑走路エンドの横断等の連絡を省略することができるものとする。
- (2) 着陸帯へ立入る作業車両は、必要最低限とし、その他の車両は場周道路に駐車させるものとする。
- (3) 社業責任者は、公用車にて着陸帯、エプロン区域に立入る場合又は緊急用にて制限区域内を走行する場合は、黄色回転灯を点灯するものとする。
- (4) 作業責任者及び工事作業者は、飛行場の運用時間外に場周道路の滑走路エンドを横断する場合は、所定の位置で停止し、航空機の離着陸がないことを確認したのち横断するものとする。

参考：公用車車高 1 5 9 cm（フォレスター）、消防車車高 2 6 6 cm（県所有）

附 則

この細則は、平成 1 3 年 6 月 2 8 日から適用する。

附 則

この細則は、平成 1 5 年 3 月 6 日から適用する。